平成２１年（フ）第１４０３０号
東京都清瀬市中里４丁目1296―５―201
債務者　日比野順子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０３１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2385―５
債務者　古都　和美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０３２号
東京都世田谷区弦巻４丁目23―８　第２さつき荘203
債務者　宮田　光丁
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０３４号
東京都大田区下丸子２丁目30―７―202
債務者　古谷　真澄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０３５号
埼玉県三郷市半田418　エフローレ新三郷216―708
債務者　後藤　和信
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０３６号
東京都江戸川区上篠崎３丁目16―15―302
債務者　青井　有里
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０３７号
千葉県佐倉市大蛇町637―１
債務者　桐野　昌彦
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０４２号
東京都目黒区大岡山１丁目12―７―101
債務者　大木　由雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０４３号
東京都府中市東芝町２―１―D棟　染谷方、住民票上の住所山形県鶴岡市稲生１丁目23―26
債務者　椋橋合惠子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０４４号
埼玉県さいたま市浦和区東高砂町16―13―102
債務者　前原　浩史
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０７６号
埼玉県新座市新堀２丁目13―32―406
債務者　永堀　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０７７号
東京都北区赤羽３丁目21―３―301
債務者　宇田川瑞希
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０７９号
埼玉県朝霞市溝沼１丁目１―６―304
債務者　平見　大伸
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０８０号
東京都三鷹市下連雀１丁目９―11―C306
債務者　清野　大樹
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０８６号
東京都北区桐ケ丘２丁目４―N39―204
債務者　伊藤喜代司
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部